

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・道路の区域変更
- ・一般競争入札の参加者の資格等
- ・洪水浸水想定区域の指定

所管課（室）名

道 路 維 持 課
港 湾 課
河 川 課

◎ 公 告

- ・肥料の登録
- ・県営土地改良事業変更計画の決定
- ・一般競争入札の実施（3件）
- ・落札者等

農 業 経 営 課
農 村 整 備 課
港 湾 課
警察本部会計課

◎ 有明海自動車航送船組合告示

- ・有明海自動車航送船組合議会令和2年第1回定例会の召集

有明海自動車航送船組合

告 示

長崎県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月25日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 福江富江線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市堤町1274番2地先から 五島市堤町1484番1地先まで	前	5.2～15.8	753.2	
	後	10.2～15.8	752.4	

長崎県告示第118号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、長崎県が発注する長崎空港内外連絡通路警備業務委託に係る競争入札参加資格を得ようとする者のための申請方法等について次のとおり告示する。

令和2年2月25日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に参加することができない者

- (1) 政令第167条の4第1項各号に掲げる者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号に掲げる者に該当しない者である。
- (2) 次のアからオまでのいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) 長崎県内に本店、支店又は営業所を有しない者

2 審査事項

- (1) 年間売上高
- (2) 営業年数
- (3) 従業員数
- (4) 警備実績
- (5) 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

競争入札参加者の資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添え、3の(3)に掲げる提出場所に持参又は郵送により提出すること。

郵送による場合は令和2年3月16日までの消印のあるものを有効とする。

ア 法人にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

イ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書又は住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

ウ 営業に必要な許可、認可等を証する書類（都道府県公安委員会が発行する警備業の要件を備えていることを認定する認定証の写し等）

エ 長崎県税に関し未納がないことを証する証明書（県外に事務所又は事業所を有すること等により同県税が課税されていない者にあつては、主たる事務所又は事業所の都道府県税について未納の税額がないことの証明書をいう。）

オ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する書類

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

※ 提出書類は原本とし、参加資格申請日から3月以内に発行されたものに限る。

(2) 申請書の入手方法

申請書は、この告示日以降から3の(3)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(3) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

長崎県土木部港湾課管理班

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話095-894-3053（直通）

(4) 申請の時期

この告示の日から令和2年3月16日までとする。

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により申請者あて通知（郵送）する。

5 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、4の資格審査結果通知書により資格を取得した日から令和4年3月31日までとする。

6 資格審査申請書記載事項の変更届

競争入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 金融機関取引口座

(8) 電話番号

7 入札参加資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、1の(1)又は(6)に該当するに至ったときは、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、1の(2)に該当するに至ったときは、当該資格を取り消し、その事実があった後3年間は競争入札に参加させない。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が1の(2)に該当するに至った場合も同様とする。

8 資格取消等の通知

競争入札参加資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第119号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により二級河川釣道川水系釣道川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、長崎県土木部河川課及び五島振興局上五島支所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年2月25日

長崎県知事 中村 法道

公 告

肥料の登録（公告）

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

令和2年2月25日

長崎県知事 中村 法道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥 第661号	副産動物質 肥料	アミノ酸有 機液肥	窒素全量 6.0%	大阪府柏原市国分東条町3 番5号	有限会社 クリエ・ ジャパン 代表取締役 瀧川 英人	平成26年 3月6日	令和2年 3月6日 から 令和5年 3月5日 まで

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、立石地区県営土地改良事業計画（農道工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年2月25日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
令和元年度計画変更
農山漁村地域整備交付金
県営農地整備事業（通作条件整備）
一般農道整備（一般型）土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間
令和2年2月25日から令和2年3月16日まで
- 3 縦覧場所
壱岐市役所農林水産部農林課（石田庁舎）
土日祝日は壱岐市役所石田庁舎守衛室

一般競争入札の実施（公告）

令和2年度長崎空港内外連絡通路警備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6及び長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第93条の規定に基づき公告する。

令和2年2月25日

長崎県知事 中村 法道

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託する業務の名称
令和2年度長崎空港内外連絡通路警備業務委託
 - (2) 委託する業務の内容
長崎空港に設置している内外連絡通路における火災、盗難、不良行為等を防止し、施設の保全を図るとともに、通行人の安全確保を図る（詳細は入札説明書添付の仕様書のとおり。）
 - (3) 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
 - (4) 履行場所
大村市箕島町593番地（長崎空港内外連絡通路）
- 2 競争入札の参加資格
 - (1) 政令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 一般競争入札の参加者の資格等（令和2年長崎県告示第118号、平成31年長崎県告示第158号又は平成30年長崎県告示第136号）により示した長崎空港内外連絡通路警備業務委託に係る入札の参加資格申請を行い、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (3) この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者であること。
- 3 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 電送及び郵送による入札は認めない。

(3) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

(4) 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称等

(名称) 長崎県土木部港湾課管理班

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号

(電話) 095-894-3053 (直通)

(5) 入札の期日及び場所

(日時) 令和2年3月23日 11時00分

(場所) 長崎市尾上町3番1号

県庁行政棟6階建築課入札室

(6) 入札当日が悪天候(大雪等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に3の(4)の部局へ連絡すること。

4 入札説明書の交付期間及び場所並びに掲載期間

(期間) この公告の日から令和2年3月19日までの間(県の休日を除く。)

(場所) 3の(4)の部局にて随時交付及び土木部港湾課ホームページに掲載

5 契約条項を示す場所

3の(4)の部局とする。

6 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

8 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(6)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札したとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者が入札したとき。

(7) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であると

き。

- (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

9 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則第97条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。なお、入札執行回数は3回を限度とする。

10 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。
- (5) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

一般競争入札の実施（公告）

令和2年度長崎空港内外連絡通路昇降設備及び動く歩道保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6及び長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第93条の規定に基づき公告する。

令和2年2月25日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託する業務の名称
令和2年度長崎空港内外連絡通路昇降設備及び動く歩道保守点検業務委託
- (2) 委託する業務の内容
長崎空港に設置している内外連絡通路における昇降設備及び動く歩道の保守点検清掃を行う（詳細は入札説明書添付の仕様書のとおり。）。
- (3) 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所
大村市箕島町593番地（長崎空港内外連絡通路）

2 競争入札の参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を得ていること。
- (3) この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者であること。

3 入札の方法等

- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 電送及び郵送による入札は認めない。

(3) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

(4) 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称等

(名称) 長崎県土木部港湾課管理班

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号

(電話) 095-894-3053 (直通)

(5) 入札の期日及び場所

(日時) 令和2年3月23日 14時00分

(場所) 長崎市尾上町3番1号

県庁行政棟6階建築課入札室

(6) 入札当日が悪天候(大雪等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に3の(4)の部局へ連絡すること。

4 入札説明書の交付期間及び場所並びに掲載期間

(期間) この公告の日から令和2年3月19日までの間(県の休日を除く。)

(場所) 3の(4)の部局にて随時交付及び土木部港湾課ホームページに掲載

5 契約条項を示す場所

3の(4)の部局とする。

6 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

8 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(6)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札したとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者が入札したとき。

(7) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であると

き。

- (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

9 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則第97条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。なお、入札執行回数は3回を限度とする。

10 その他

- (1) 本件業務委託は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年長崎県条例第3号）及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成19年長崎県規則第6号）に基づき、自動継続条項及び中途解約条項を設定する。
- (2) 契約書の作成を要する。
- (3) 最低制限価格は設定しない。
- (4) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。
- (6) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

一般競争入札の実施（公告）

令和2年度長崎空港内外連絡通路清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6及び長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第93条の規定に基づき公告する。

令和2年2月25日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託する業務の名称
令和2年度長崎空港内外連絡通路清掃業務委託
- (2) 委託する業務の内容
長崎空港に設置している内外連絡通路の清掃を行う（詳細は入札説明書添付の仕様書のとおり。）。
- (3) 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所
大村市箕島町593番地（長崎空港内外連絡通路）

2 競争入札の参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を得ていること。
- (3) この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者であること。

3 入札の方法等

- (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 電送及び郵送による入札は認めない。

(3) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

(4) 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称等

（名称）長崎県土木部港湾課管理班

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（電話）095-894-3053（直通）

(5) 入札の期日及び場所

（日時）令和2年3月23日 16時00分

（場所）長崎市尾上町3番1号

県庁行政棟6階建築課入札室

(6) 入札当日が悪天候（大雪等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に3の(4)の部局へ連絡すること。

4 入札説明書の交付期間及び場所並びに掲載期間

（期間）この公告の日から令和2年3月19日までの間（県の休日を除く。）

（場所）3の(4)の部局にて随時交付及び土木部港湾課ホームページに掲載

5 契約条項を示す場所

3の(4)の部局とする。

6 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

8 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(6)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札したとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者が入札したとき。

- (7) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 9 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則第97条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。なお、入札執行回数は3回を限度とする。
- 10 その他
- (1) 本件業務委託は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年長崎県条例第3号）及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成19年長崎県規則第6号）に基づき、自動継続条項及び中途解約条項を設定する。
- (2) 契約書の作成を要する。
- (3) 最低制限価格は設定しない。
- (4) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。
- (6) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年2月25日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品等の名称及び数量
- ① IPR形移動用無線機（車載用）外購入
- ② IPR形携帯用無線機外購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
- 名称 長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
- 住所 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
- 電話 095-820-0110
- 3 調達方法
- 購入
- 4 契約方法
- 一般競争入札
- 5 落札決定日
- 令和2年1月8日
- 6 落札者
- ① 長崎市万才町4番15号（日本生命長崎ビル新館4階）
- 三菱電機株式会社長崎支店 支店長 柴田 寿満
- ② 大阪市平野区加美鞍作1-6-19
- アイコム株式会社 代表取締役 播磨 正隆
- 7 落札価格
- ① 194,136,500円（消費税及び地方消費税を含まない。）

② 41,883,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

8 入札公告日

令和元年11月19日

9 落札方式

① 最低価格

② 最低価格

有明海自動車航送船組合告示

有明海自動車航送船組合告示第1号

有明海自動車航送船組合議会令和2年第1回定例会を令和2年3月2日午後0時45分熊本県玉名市に招集する。

令和2年2月25日

有明海自動車航送船組合
管理者 西田 寿美生

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四)
二一一一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥
印刷